

動労千葉「懲役6月」の反動求刑弾劾！



83, 2, 11
No. 1264
紀元節反対
国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）五三五・六（公衆）〇四七二二七二〇七

権力「動労本部」革マル一体の 動労千葉破壊攻撃を粉碎せよ！

2/15回「6.12デッチあげ事件」公判でら
かいる



二月十日、千葉地検は「6・12デッチ上げ告訴事件」第十五回論告求刑公判に於いて、片岡一博、吉岡一、篠塚康則の三君に懲役六月という断じて許せぬ攻撃をくわえてきた。
この権力、動労「本部」革マル一体となつた反動判決に対し、煮えたぎる怒りをおさえることができない。
われわれは、必ずや三名の無罪を勝ちとるとともに、この怒りを「三里塚・反合を闘う労働運動」の飛躍的拡大と、動労「本部」革マル反動分子の追放・一掃の実現で答えていく決意を明らかにするものである。



動労「本部」革マルのデッチ上げをそのまま引用した検察側論告

断じて許せぬことに、この検察側論告求刑は、動労「本部」革マル反動分子・嶋田 誠、斉藤吉司のデッチあげた「証言」を一字一句そのまま引用した上で何の証明もなく「事実である」ときめつける一方で、動労千葉側の主張、証言のすべてを何の合理的な論証も加えないままにただただ一方的に排斥していることである。

しかし、決定的に重要なことは、動労「本部」革マルのデッチ上げ告訴により、六名が不当逮捕され三名が起訴され、十五回の公判を重ねたにもかかわらず、デッチ上げゆえに告訴人・嶋田、斉藤らの「証言」はおろか、検察官の論告求刑に於いても、ついに片岡、吉岡、篠塚三君が暴力をふるつたと立証することが最初から最後までまったくできなかつたことである。

すなわち、検察官は唯一の「目撃者」だとする近所の主婦からさえ「証言」を得ることができず、無理矢理「在宅証人尋問」までしてみたものの「殴つたというのを見ておりません」との証言しか得られなかつたのである。

この事実のまえに、検察官は嶋田、斉藤らのデッチ上げ「証言」を長々と引用し、「事件」をことさらオーバーにねつ造することで、嶋田、斉藤がこんなにもやられたと印象づける以外になつたのである。そもそも、一方の当事者であり、しかも相手側をデッチ上げで権力に弾圧させようとの目的意志をもっている嶋田らの「証言」に、「客観的な証拠能力」など、初めからありはしないのである。

警察労働運動にひたりきつた 醜悪な「本部」革マル弾劾！

そもそも、「6・12事件」が動労「本部」革マルのデッチ上げに基づくデタラメなものゆえに、検察側論告求刑もズサンきわまりないのである。

すなわち、斉藤が「重見に殴られた」と主張する部分と、病院のカルテに記載された部位が違うという重要な事実、さらに斉藤が「嶋田が囲まれている所へ行ってやめさせようとした」と何度も「証言」しているが、「本部」側の証人である佐藤次男でさえ「そういう事実はなかつた」と証言している点など、彼らに都合の悪い事実や証言はすべてはおかむりして、嶋田らのデッチ上げストーリーに全部あわせているだけなのである。

そうした一方で、動労千葉側の主張、証人の証言を全て手前勝手にねじまげ、「不合理であり、信用し難い」と何の論証もできないままきめつけ、「被告人らは犯行を全面的に否認し、反省の情はまったく認められないばかりか被害者に対する慰藉の途を何ら講じておらず、被害者らの被害感情は極めて強い」と感情的にも心情的にも完全に「本部」革マル分子の立場になりきつて、三君に「懲役六月」のデタラメな異例の重求刑を行ったのである。

われわれは、こんな不当な求刑を断じて許すわけにはいかない。断固粉碎するのみである。とりわけ「どんな重い求刑がでるか」と期待しながら終始法廷でニヤニヤと検察官と顔を見合わせていた革マル・嶋田 誠らは絶対に許すことはできない。

この怒りを動労「本部」革マルの 掃を実現することこたえてやろう

動労「本部」革マルは、権力、当局と方針のみならず、その卑劣な心情まで一体となりきつていて姿をまたもさらけ出している。

今日では、当局の熾烈な攻撃に抗し戦闘的労働者たちが闘いつつてきている労働条件や権利に対し、「新たな悪慣行が生まれている」として騒ぎたてるなど、国労や動労千葉を破壊するための当局の尖兵として登場しているのだ。今や、全労働者の敵「警察労働運動」に身も心もひたりきつている動労「本部」革マルを一刻も早く一掃しなければならぬ。そのためにも「6・12」公判に断固勝利しよう。

次回三月三日の最終弁論に於いて、動労「本部」革マルのデッチ上げ性とその反動的意図を断固として粉碎していく決意である。